

# 「40年運転制限 + 例外規定」の原子炉規制法改正案は、 米国の「40年運転ライセンス + 20年寿命延長」では！？ **原子力基本法に脱原発を明記せよ！** **「30年運転制限」とし例外規定をはずせ！**

細野豪志環境相兼原発事故担当相は1月6日、商業用原発の40年を超える営業運転を原則認めない「40年運転制限」を導入すると発表しました。これは、福島第一原発重大事故で、その信頼が地に落ちた原子力安全委員会(内閣府)と原子力安全・保安院(経済産業省)に換わり、環境省の外局として4月に発足予定の「原子力安全庁(仮称)」の新たな原子力規制方針となるものです。

あなたは、ひょっとして、「これで原発の寿命は40年になる！よかった！」と思いませんか？違うんですよ。これには「ただし書き」が付いていて、「例外として、原子炉設置者から延長の申請があれば、経年劣化の評価や原子炉施設の保全を遂行する技術的能力を審査し、問題がない場合は一定期間の運転延長を認める。」というのです。たとえば、電力会社が運転40年を迎える前に「さらに20年の寿命延長」を申請すれば、原子力安全庁が経年劣化や技術的能力を審査して認めるということになります。

米国では40年運転ライセンスで20年延長

これって、どこかで聞いたことがありますか？

そうです。米国の原発で実際にやっていることです。米国では、自動車の運転免許証と同じような考えで、原発の運転ライセンスは40年と定められており、40年で自動的に運転制限がかかります。放っておけば、ライセンス切れで廃炉になりますが、米国原子力規制委員会NRCは1998年からライセンス延長の審査を受け付け、各原発について約2年の審査期間を経た後に、2000年から延長ライセンスを発給してきたのです。こうして今年1月現在、米国の商業用原発103基のうち71基で60年運転 = 寿命延長が認められ、15原発が現在審査中で、残り17原発も

すべて延長申請を予定しています。

米国とは異なり、日本では、原発の運転制限は法的に決められておらず、運転30年を迎える1年前までに電力会社が「高経年化技術評価」を実施し、新たに必要となる追加保全項目を抽出して、保安規定に記載すれば、さらに10年間の運転 = 寿命延長が認められています。原子力安全・保安院がこれを審査していますが、寿命延長を拒否したことはありません。10年ごとにこれを繰り返せば、60年まで寿命延長できるというのが現在の法規制の仕組みです。今回は、これをやめて「40年運転制限 + 例外規定」の仕組みに変更するというのです。

「例外」が「通例」に変わるのが官僚の常識

細野大臣は6日の記者会見で「運転延長の可能性は残るが、認められるのは極めて例外的なケース。政治判断が入り込む余地はなく、科学的根拠に基づいて判断する。40年たてば基本的には廃炉にしていく。安全あつての原子力利用を徹底する厳しい措置だ」と述べ、運転延長には厳しく臨む姿勢を強調しています。米国でも「40年たてば基本的には廃炉」ですが、事業者による延長申請で60年までの寿命延長が認められています。米国で寿命延長を拒否された例は皆無です。「政治判断」は「申請で寿命延長を認める」という仕組みの中にすでに「入り込んでいる」のです。米国ではNRC専従の専門家集団により約2年間かけて「厳格」な審査を実施していますが、日本では、非常勤の原子力村の「専門家」集団が1年弱の審査で寿命延長を次々と認めてきました。この体制こそが「政治判断」によるものであり、これまでも「(原子力村独自の)科学的根拠に基づいて判断」されてきたのです。「運転から30年後、10年

ごとに運転延長を国に申請して寿命を延ばしてきた現行制度と『事実上、変わらない』(経産省関係者)との指摘もあり(毎日新聞1月6日)、結局は、国民を欺き、例外規定で米国方式をこっそり導入するものではないでしょうか。

### 例外なき30年運転制限を

原発立地点では建設当初、「原発の寿命は30年」と説明されていたはずですが、だからこそ、運転開始から30年目を手始めに10年ごとに「高経年化技術評価」が義務付けられたのではなかったのでしょうか。「原発の寿命は30年」という立地点での当初の「約束」も反故にして、なし崩し的に「原発の寿命は40年」とし、「申請で60年まで認められる」というのでは、大幅な規制緩和と言わざるを得ません。政府は、「例外規定」を撤回し、原発立地当初の「30年運転制限」とすべきです。

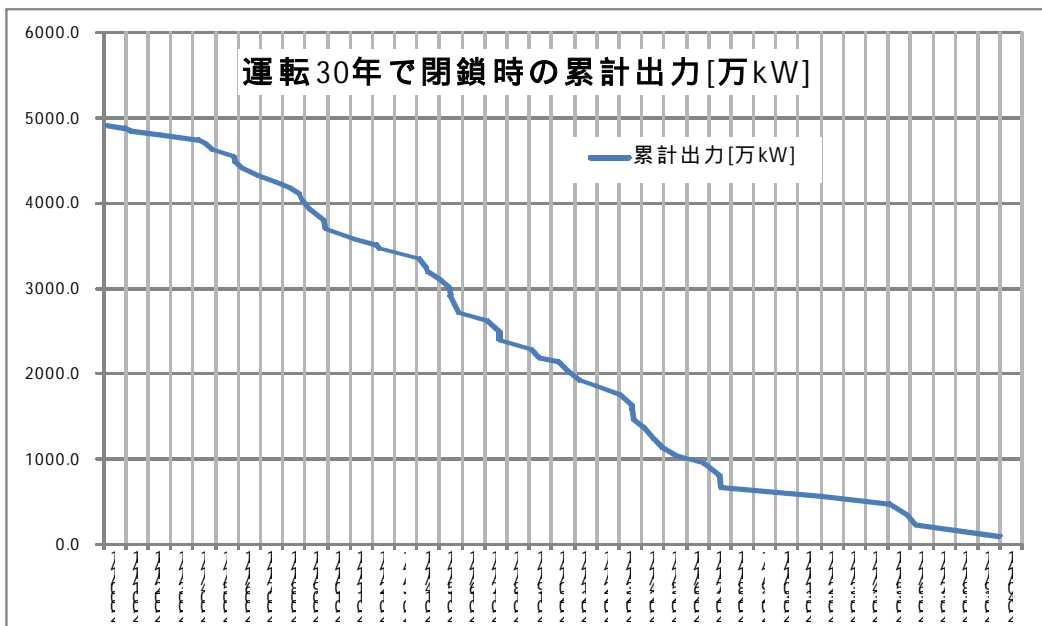
また、政府は、すでに40年を越えて運転している敦賀1号・美浜1号や今年7月に40年を越える美浜2号については、延長申請に向けた猶予期間を設定するという抜け穴まで用意しようとしています。40年超運転の原発を含め、今年3月末で30年超運転になる20基をすべて廃炉にすべきです。

運転30年未満の原発については、運転を停止し

たまま安全基準を抜本的に強化し、新しい安全基準で安全審査をやり直し、安全性が保証されない限り運転再開を認めるべきではありません。そして、営業運転開始から30年が経過した原発はすべて順次廃炉にすべきです。

### 「使用済燃料の処分」をどうするのか？

原発の運転年数を何年に制限するかという議論は使用済核燃料の保管問題とも関連しています。今の原子炉等規制法第23条2項では、原子炉設置許可申請書に「使用済燃料の処分の方法」を明記し、主務大臣の許可を得なければなりません。当初は、「燃料装荷前に英仏再処理委託または国内再処理契約を確認する」ことになっていましたが、具体的な再処理契約先を確保できなくなったため、原子力安全・保安院は2004年3月に、再処理委託先を決めないまま燃料装荷をしても良いとの内規を定め、「燃料装荷前に使用済み燃料の貯蔵・管理の確認を受ければ、燃料搬出前に再処理委託先を確認すれば良い」との方針に転換したのです。これも例の「ただし書き」で行われ、現在はこの「例外」が「通例」になっているのです。この例外が許されているのは、「再処理契約先が将来確保される」ということが前提ですが、その見通しが不透明になっています。



注:「30年運転制限」の場合には、2012年3月末で20基が閉鎖、運転中は34基3,458万kWになる。「40年運転制限」の場合には、グラフが右へ10年分シフトし、2012年3月末で閉鎖されるのは重大事故を起こして閉鎖が決まっている福島第一原発1号を含めて3基だけになる。

2011年1月末現在の原発運転建設状況と30年、40年後の状況

発電所/号機	型式	認可出力 (万kW)	運転開始 年月日	30年後 年月日	40年後 年月日	累計	
						基数	万kW
浜岡原子力(1号)	BWR	54.0	1976/3/17	2009年1月30日運転修了・廃炉へ			
浜岡原子力(2号)	"	84.0	1978/11/29				
敦賀(1号)	BWR	35.7	1970/3/14	2000/3/14	2010/3/14	54	4911.2
美浜(1号)	PWR	34.0	1970/11/28	2000/11/28	2010/11/28	53	4875.5
福島第一原子力(1号)	BWR	46.0	1971/3/26	2001/3/26	2011/3/26	52	4841.5
美浜(2号)	"	50.0	1972/7/25	2002/7/25	2012/7/25	51	4795.5
島根原子力(1号)	BWR	46.0	1974/3/29	2004/3/29	2014/3/29	50	4745.5
福島第一原子力(2号)	"	78.4	1974/7/18	2004/7/18	2014/7/18	49	4699.5
高浜(1号)	PWR	82.6	1974/11/14	2004/11/14	2014/11/14	48	4621.1
玄海原子力(1号)	PWR	55.9	1975/10/15	2005/10/15	2015/10/15	47	4538.5
高浜(2号)	"	82.6	1975/11/14	2005/11/14	2015/11/14	46	4482.6
福島第一原子力(3号)	"	78.4	1976/3/27	2006/3/27	2016/3/27	45	4400.0
美浜(3号)	"	82.6	1976/12/1	2006/12/1	2016/12/1	44	4321.6
伊方(1号)	PWR	56.6	1977/9/30	2007/9/30	2017/9/30	43	4239.0
福島第一原子力(5号)	"	78.4	1978/4/18	2008/4/18	2018/4/18	42	4182.4
福島第一原子力(4号)	"	78.4	1978/10/12	2008/10/12	2018/10/12	41	4104.0
東海第二	BWR	110.0	1978/11/28	2008/11/28	2018/11/28	40	4025.6
大飯(1号)	PWR	117.5	1979/3/27	2009/3/27	2019/3/27	39	3915.6
福島第二原子力(6号)	"	110.0	1979/10/24	2009/10/24	2019/10/24	38	3798.1
大飯(2号)	"	117.5	1979/12/5	2009/12/5	2019/12/5	37	3688.1
玄海原子力(2号)	"	55.9	1981/3/30	2011/3/30	2021/3/30	36	3570.6
伊方(2号)	"	56.6	1982/3/19	2012/3/19	2022/3/19	35	3514.7
福島第二原子力(1号)	BWR	110.0	1982/4/20	2012/4/20	2022/4/20	34	3458.1
福島第二原子力(2号)	"	110.0	1984/2/3	2014/2/3	2024/2/3	33	3348.1
女川原子力(1号)	BWR	52.4	1984/6/1	2014/6/1	2024/6/1	32	3238.1
川内原子力(1号)	PWR	89.0	1984/7/4	2014/7/4	2024/7/4	31	3185.7
高浜(3号)	"	87.0	1985/1/17	2015/1/17	2025/1/17	30	3096.7
高浜(4号)	"	87.0	1985/6/5	2015/6/5	2025/6/5	29	3009.7
福島第二原子力(3号)	"	110.0	1985/6/21	2015/6/21	2025/6/21	28	2922.7
柏崎刈羽原子力(1号)	BWR	110.0	1985/9/18	2015/9/18	2025/9/18	27	2812.7
川内原子力(2号)	"	89.0	1985/11/28	2015/11/28	2025/11/28	26	2702.7
敦賀(2号)	PWR	116.0	1987/2/17	2017/2/17	2027/2/17	25	2613.7
福島第二原子力(4号)	"	110.0	1987/8/25	2017/8/25	2027/8/25	24	2497.7
浜岡原子力(3号)	"	110.0	1987/8/28	2017/8/28	2027/8/28	23	2387.7
島根原子力(2号)	"	82.0	1989/2/10	2019/2/10	2029/2/10	22	2277.7
泊(1号)	PWR	57.9	1989/6/22	2019/6/22	2029/6/22	21	2195.7
柏崎刈羽原子力(5号)	"	110.0	1990/4/10	2020/4/10	2030/4/10	20	2137.8
柏崎刈羽原子力(2号)	"	110.0	1990/9/28	2020/9/28	2030/9/28	19	2027.8
泊(2号)	"	57.9	1991/4/12	2021/4/12	2031/4/12	18	1917.8
大飯(3号)	"	118.0	1991/12/18	2021/12/18	2031/12/18	17	1859.9
大飯(4号)	"	118.0	1993/2/2	2023/2/2	2033/2/2	16	1741.9
志賀(1号)	BWR	54.0	1993/7/30	2023/7/30	2033/7/30	15	1623.9
柏崎刈羽原子力(3号)	"	110.0	1993/8/11	2023/8/11	2033/8/11	14	1569.9
浜岡原子力(4号)	"	113.7	1993/9/3	2023/9/3	2033/9/3	13	1459.9
玄海原子力(3号)	"	118.0	1994/3/18	2024/3/18	2034/3/18	12	1346.2
柏崎刈羽原子力(4号)	"	110.0	1994/8/11	2024/8/11	2034/8/11	11	1228.2
伊方(3号)	"	89.0	1994/12/15	2024/12/15	2034/12/15	10	1118.2
女川原子力(2号)	"	82.5	1995/7/28	2025/7/28	2035/7/28	9	1029.2
柏崎刈羽原子力(6号)	ABWR	135.6	1996/11/7	2026/11/7	2036/11/7	8	946.7
柏崎刈羽原子力(7号)	"	135.6	1997/7/2	2027/7/2	2037/7/2	7	811.1
玄海原子力(4号)	"	118.0	1997/7/25	2027/7/25	2037/7/25	6	675.5
女川原子力(3号)	"	82.5	2002/1/30	2032/1/30	2042/1/30	5	557.5
浜岡原子力(5号)	ABWR	138.0	2005/1/18	2035/1/18	2045/1/18	4	475.0
東北・東通原子力(1号)	BWR	110.0	2005/12/8	2035/12/8	2045/12/8	3	337.0
志賀原子力(2号)	ABWR	135.8	2006/3/15	2036/3/15	2046/3/15	2	227.0
泊(3号)	PWR	91.2	2009/12/22	2039/12/22	2049/12/22	1	91.2
島根原子力(3号)	ABWR	137.3	2011年12月	建設中		1	137.3
大間原子力	ABWR	138.3	2014年11月	建設中		2	275.6
敦賀(3号)	APWR	153.8	2017年7月	建設準備中		3	429.4
上関原子力(1号)	ABWR	137.3	2018年3月	建設準備中		4	566.7
敦賀(4号)	APWR	153.8	2018年7月	建設準備中		5	720.5
東北・東通原子力(2号)	ABWR	138.5	2021年度以降	建設準備中		6	859.0
上関原子力(2号)	ABWR	137.3	2022年度	建設準備中		7	996.3
福島第一原子力(7号)	ABWR	138.0	2011年10月				
福島第一原子力(8号)	ABWR	138.0	2012年10月				
東京・東通原子力(1号)	ABWR	138.5	2013年度				
東京・東通原子力(2号)	ABWR	138.5	2015年度以降				
浪江小高1	BWR	82.5	2016年度				

## 再処理・プルトニウム政策の転換を

肝心の六カ所再処理工場は完成が18回も延期され、2008年12月から事故で停止中ですし、高速増殖原型炉「もんじゅ」はナトリウム漏洩火災事故で長期間停止し、試験再開した直後に再び事故で止まっています。東日本大震災を受け、もんじゅ関連予算は行革の対象になり、削減されています。高速増殖炉「もんじゅ」・プルサーマル計画と六カ所再処理工場は一体のものです。再処理工場でも停止が続けばプルトニウム政策が全体として転換を余儀なくされるでしょう。そのため、日本原燃は停止中の六ヶ所再処理工場でガラス固化施設のアクティブ試験を今年1月中にも再開しようと躍起になっています。極めて危険な行為であり、断じて許せません。六カ所再処理工場の試運転再開を許さず、「もんじゅ」を廃炉に追い込み、絶えず重大事故の危険が伴い、巨額の税金を浪費する、これらのプルトニウム利用政策を即刻中止させましょう。

使用済核燃料「中間貯蔵施設」を原発敷地内に？

再処理工場の試運転がトラブル続きで見通しが立たない中、細野原発事故担当相は1月14日、朝日新聞のインタビューに応じ、使用済核燃料を原子炉建屋内貯蔵プールで保管している現状を見直し、別棟の共用貯蔵プールや乾式キャスク(容器)による保管を促す方向を示しています。これは、福島第一原発重大事故でクローズアップされた使用済核燃料貯蔵プールの危険性が無視できないことに加え、各原発で貯蔵プールが飽和状態に近づきつつあり、貯蔵プールでの事故の危険性が一層高まると同時に、貯蔵プールが満杯になって「燃料交換できずに運転停止となる」可能性が現実的になってきたことによるものです。経産省によれば2010年9月末の使用済核燃料貯蔵プール等の貯蔵量と管理容量は表1の通りです。ここから、平均5～6回の燃料取替後に貯蔵プールが満杯になると予測できます。

他方、敷地外の使用済核燃料「中間貯蔵施設」の立地は進まず、東京電力と日本原電が青森県むつ市に3000tU(将来2000tU追加予定)の貯蔵施設

表1. 原子炉建屋内使用済燃料プール容量(tU)

原発名	1取替分	貯蔵量	管理容量	差
泊	50	350	1000	650
女川	60	390	790	400
東通	30	60	230	170
福島第一	140	1820	2100	280
福島第二	120	1130	1360	230
柏崎刈羽	230	2210	2910	700
浜岡	100	1090	1740	650
志賀	50	120	690	570
美浜	50	360	680	320
高浜	100	1160	1730	570
大飯	110	1350	2020	670
島根	40	370	600	230
伊方	50	550	940	390
玄海	90	760	1070	310
川内	50	850	1290	440
敦賀	40	580	860	280
東海第二	30	370	440	70
合計	1340	13530	20420	6890

注：四捨五入の関係で合計は一致しない(出典：河野太郎 5月31日ブログ <http://www.taro.org/2011/05/post-1017.php>)

注：「管理容量」とは「燃料交換のために必要なスペースを除いた貯蔵容量」＝「貯蔵容量 - 1炉心分 - 1取替分」のことで、これを超えると通常の燃料交換ができずに原発は止まる。1炉心分はPWRで3取替分、BWRで4取替分に相当する。

立地を決めているだけです。そのため、「中間貯蔵施設」の敷地内設置を促そうとしているのです。実は、福島第一原発では、すでに1～6号での建屋内貯蔵プール(各2炉心分強の容量しかない)とは別に、6基分を合わせた貯蔵容量相当の大規模共用プールを設置し、その約6%容量相当の乾式キャスク貯蔵も行っていました。表1(福島第一の「管理容量」はこれらの合計)のようにいずれもほぼ満杯状態でした。東京電力はむつ市の中間貯蔵施設で満杯状態を解消しようとしていたのです。東京電力と日本原電以外の原発では、この敷地外中間貯蔵施設も立地できていないため、細野原発事故相は敷地内中間貯蔵施設の立地を促そうとしているのです。

「使用済核燃料の処分法」がない以上、全面停止

これは「トイレなきマンション」問題のさらなる先送りにすぎません。「再処理」も「将来の再処理を想定した敷地外中間貯蔵」もできないのであれば、原子炉等規制法が求める「使用済燃料の(敷地外)処分」ができず、「(敷地外への)燃料搬出」ができないので

すから、運転を即刻停止すべきです。「運転年数が40年未満かどうか」や「貯蔵プールが満杯かどうか」にかかわらず、「燃料装荷」してはいけないのです。そもそも、福島第一原発重大事故で放射能災害をもたらしたのは、他ならぬ原子炉内の「使用済核燃料」が溶融して放出された結果なのですから、これ以上、放射能災害の元になる危険な使用済核燃料を生み出してはいけないのです。これ以上、子孫に負の遺産を積み上げるのはやめるべきです。にもかかわらず、敷地内への使用済核燃料「中間貯蔵施設」の設置を促し、原発の継続的な運転を容認し、立地点住民をはじめ国民を危険にさらすなどをもってのほかです。これでは、「40年の運転制限」ではなく、「40年の運転促進」および「例外規定による60年の運転促進」ではないでしょうか。このような欺瞞的な使用済核燃料保管対策は即刻撤回すべきです。野田政権は、高速増殖炉開発や再処理が破綻したことを「実直に」認め、「使用済核燃料の処分の方法」のない全原発について、燃料装荷を認めず、運転永久停止＝閉鎖を命令すべきです。

#### 脱原発を原子力安全規制の新方針とすべき

4月に発足予定の「原子力安全庁(仮称)」の規制方針は原子力基本法や原子炉等規制法など関連法の改正案に盛り込まれます。今月招集予定の通常国会に提出される予定ですが、この改正案に「原発推進ではなく、脱原発を目的とする原子力安全規制方針」が明確に規定されなければ、安全基準の改正もその適用もこれまで通りになってしまいます。

たとえば、今の原子力基本法では、第1条で「この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。」と明記しています。これを受けて、原子炉等規制法では「原子力基本法の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の

安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うことを目的とする。」と規定しています。つまり、「原子力の研究、開発及び利用を推進すること」が主目的であり、災害防止や公共の安全確保はそれに従属した目的になっているのです。そのため、原発を推進する電力会社や原子力産業の利益を優先させ、「重大事故のリスクは甘受せよ」とか、「100ミリシーベルトまでの被曝は受け入れよ」という、国民や原発下請労働者にリスクや被曝を強要する「原子力安全規制」方針が出てくるのです。逆に、「重大事故が起こらないように徹底した安全規制をする」とか、「放射線の人体や子孫への影響を可能な限り小さくする」という科学的観点からの原子力規制は採用されず、それを主張する科学者は排除され、原子力村の御用学者による骨抜き「安全規制」がのさばる土壌を作ってきたのです。今回の改正では、原子炉等規制法からは「原子力の開発及び利用の計画的な遂行」が削除される方針のようですが、原子力基本法に残されていれば、何も変わりません。

「何でもかんでも、これも可能性ちょっとある、これはちょっと可能性がある、そういうものを全部組み合わせたら、ものなんて絶対造れません。だからどっかでは割り切るんです。」(平成19年2月16日第17回口頭弁論速記録)これは現在の原子力安全委員長、斑目(まだらめ)春樹氏自身の浜岡原発運転差止訴訟での証言です。このような「割り切り」の結果、福島第一原発重大事故で実際に生じた「全交流電源が長時間失われる」という事態が「想定外」に置かれたのです。貞観津波など巨大津波の危険性が明らかにされながら無視されてきたことや、原発の耐震設計審査指針における活断層の定義が地震学界の常識とかけ離れていることも、この「割り切り」によるのです。原発推進が阻害されても安全規制を徹底させるという根本思想がなければ、どこかで非科学的な「割り切り」が導入されることになるのです。このような「割り切り」は決して、斑目氏個人の考えでは

なく、原子力基本法をはじめ原子力安全規制体系の全体を貫く根本思想なのです。

原子力基本法の目的そのものを「脱原発」に換えさせ、原子炉等規制法をその目的に沿って抜本的に改正すべきです。そうでなければ、原子力安全庁になっても安全基準や原子力安全規制方針は何ら変わることがないでしょう。

いや、むしろ、悪くなることもあり得ます。

これまで、スリーマイル島原発事故が起こると、「原発重大事故は絶対起こらない」という主張を引っ込めて「重大事故は起こり得るので、そのリスクを甘受せよ」という主張に変わり、東電によるシュラウドひび割れ隠しが発覚すると、「検査が厳しすぎるから隠すんだ」という訳のわからない理由で「維持基準」が導入され、ひび割れたままの運転が容認される検査制度に変わったのです。今回も、「40年運転制限 + 例外規定」で米国式の60年運転 = 寿命延長制度が導入されるおそれがあります。設備利用率を90%以上に引き上げるための「定期検査の簡素化と運転しながらのオンライン検査」が全面的に導入される可能性もあります。その徴候が今回の原子炉等規制法改正案に含まれているのです。次にその危険性を具体的に見てみましょう。

#### 安全規制の根本思想をこっそり変更

政府が1月6日に発表した原子炉等規制法改正案のポイントは、毎日新聞によれば以下の通りです。

電源の多重化・多様化、施設内への浸水防止など規制基準の抜本的強化

事業者の自主的取り組みだった事故発生時対応(アクシデントマネジメント)を法令で義務化  
既存の原発にも最新基準への適合を義務付ける「バックフィット」制度の導入

原発は40年を超えて運転できない。例外として問題がないものに限り一定の延長を認める

事業者が第一義的に災害防止のために必要な措置を講ずる義務があると明記

災害防止のための使用停止など緊急措置命令を導入

電気事業法の原発に対する安全規制(工事計

画認可、使用前検査など)を原子炉等規制法に一本化

改正案の詳細は不明ですが、これらのポイントを総合的に判断すれば、安全規制の根本思想がどのように変えられようとしているかがわかります。

#### 安全基準強化を津波対策に限定するな

の「規制基準の抜本的強化」は今回実施した緊急津波対策を「抜本的強化」と呼んでおり、安全基準の改訂を津波対策に限定する方針です。

今回の福島第一原発重大事故を踏まえるなら、重要でないと考えられた海水ポンプや格納容器外の冷却システムが重要な役割を果たしており、施設の重要度分類をなくし、末端の機器を含めた原子炉冷却システム全体の評価を行うべきです。想定すべき事故・故障を抜本的に拡大し、単一故障だけでなく地震等による同時多重故障を含めて、津波によって船などの大きな物体が建屋・構築物に衝突するような事態など、これまで「技術的見地からは起るとは考えられない」として排除してきた、あらゆる事故・故障を想定すべきです。そのためには、やはり、福島第一原発重大事故の原因や経過を地震動や老朽化の影響を含めて全面的に究明し、それに基づいて安全基準を全面的かつ抜本的に改訂すべきです。

ストレステストは安全基準の抜本的強化の後に回せ

これとの関連では、ストレステストの位置付けが問題になります。班目原子力安全委員長が7月21日の記者会見で見事に特徴付けたように、「定期検査に合格した原発は、その時点ですべて安全」であり、ストレステストはさらに「どれだけ余裕があるか」を調べるもので、合格点はない。ストレステストに基づいて運転再開を認めるかどうかは総理・官房長官・経産相・原発事故担当相の4人組が行政的に判断するものなのです。東日本大震災が起こる前には、福島第一原発も「定期検査に合格した安全な原発だ」と評価されていたろうし、もし、ストレステストを実施していたら、「十分余裕がある」と判断されていたことでしょう。東日本大震災の後では、「福島第一原発は安全で、十分余裕がある」とは誰も言わないでしょう。

これと同じようなことを他の原発で今行っているのです。防波堤を急ごしらえで作ったり、電源車をあわてて配置したり、密閉扉にしたり、場当たりの安全基準強化と対策でお茶を濁し、安全基準の根幹に触れる抜本的強化については一切行おうとしていません。今のように安全基準が緩ければ、許容値との余裕が大きいのは当たり前です。それでも「2倍以上の余裕がない」事態を知って驚いている著名な「地震学者」も居ますが、基準地震動を抜本的に見直せば、余裕などなくなり、運転再開など論外なはずです。

全原発を止めたまま、福島第一原発重大事故の原因や経過を徹底的に究明し、安全基準を設計思想や安全管理の考え方の原点に立ち返って抜本的に強化し、耐震性を含めた安全評価を一からやり直すべきです。そうすれば、許容値に対する余裕なども簡単に評価できるはずです。

さらに、EPZ(防災対策を重点的に充実すべき地域)の範囲がUPZ(緊急防護措置計画範囲)として30km圏へ拡大されたことを受け、30km圏内の全自治体との安全協定を事業者<sup>に</sup>義務づけ、運転再開の合意を全自治体に対して求めるべきです。そうすれば、「運転再開などもってのほか」という原子力村とは異なる良識的判断になるに違いありません。

#### アクシデントマネジメントではなく 安全基準の全面的な抜本的強化を

のアクシデントマネジメントの義務化は、これまで主張してきた「多重防護による災害防止」の破綻を認めるものです。「炉心溶融事故は今後も起こりうる」と居直り、「その時の放射能災害を少しでも緩和する」ための対策に重点を移そうというものです。

アクシデントマネジメントの典型例は、炉心溶融事故によって格納容器や原子炉建屋が爆発するのを防ぐために、貯まった水素や放射性ガスを大気へ放出させる対策などです。原子力安全委員会はチェルノブイリ事故後の1992年5月の勧告でも、「日本では現在の安全対策によって安全は十分に確保されており、さらなる安全規制は必要ない」とし、「さらに事故に対するリスクを低減させ、安全性を高めるた

めに」電力会社が自主的に努力すべきものがアクシデントマネジメントだと主張してきたのです。そのアクシデントマネジメントが多重防護を補完する「安全規制の柱の一つ」に格上げされたのです。もし、そうしないとすれば、の安全基準を津波対策以外へも「抜本的」に拡大しなければなりません。そうすると、原発の大幅な改修が必要になったり、大幅改修でも対応できずに廃炉へ追い込まれたりする可能性が出てくるのです。つまり、「徹底した多重防護で原発重大事故を絶対起こさせない」という安全規制方針ではなく、「炉心溶融事故は今後も起こりうるし、放射能災害を防げない場合もあり得るが、その場合でも大規模災害だけは防ごう」という安全規制方針へ転換しようとしているのです。だから、の安全基準強化もそこそこで良いということになってしまうのです。

注：多重防護とは、「異常の発生の防止」(事故の未然防止)、「異常の拡大及び事故への発展の防止」(事故の拡大防止)、「周辺環境への放射性物質の放出防止」(災害防止)の3段階で多重に安全対策をとる考え方です。このような考え方で、原発に異常が起きても「止める」「冷やす」「閉じ込める」という安全対策が十分行われるため、重大事故には至らないというのです。今回の福島第一原発重大事故ではこの多重防護が役に立たず、炉心溶融事故と放射能災害を防げなかったのです。そこで、多重防護の破綻に備えるアクシデントマネジメントが提唱されるようになったのです。

#### 設計施工段階の安全基準をバックフィットせよ

のバックフィットは、安全基準が強化された場合に既存原発へも適用するというもので、積極的なように見えますが、安全基準は設計施工段階と運転段階とで全く異なるものになっています。運転段階の維持基準を撤廃し、運転段階の安全基準を設計施工段階の基準に合わせるように改訂しなければ、バックフィットの効果は上がらないでしょう。

たとえば、耐震設計審査指針が改定されても、それが全面的に適用されるのは設計施工段階の原発だけです。運転中の原発では技術基準を満たせば良いので、今でも新しい基準地震動を用いて技術基準を満たすかどうかが評価されることになりませんが、「破壊しなければ良い」という判定基準のため、安全性の判定基準が設計施工段階とは異なるのです。

維持基準を見ればその違いは明確です。設計施工段階では、原子炉や配管にヒビが入っていると容認されませんが、運転段階では、維持基準で定められるヒビの大きさによって放置することが認められます。

「定期検査縮小やオンライン検査導入」をやめよ

「事業者に災害防止の第一義的責任がある」という安全規制方針は、「国による定期検査の頻度や項目を縮小し、事業者が原発を運転しながら行うオンライン検査を拡充し、原発検査のほとんどを事業者任せ、その実施体制とプロセスを原子力安全基盤機構に検査させる」という今の仕組みを一層強化するものと言えます。

日本の原子力損害賠償法では、過失の有無にかかわらず、原子力事業者が原子力損害について損害額の上限なく賠償します。その意味では損害賠償に関する第一義的責任は事業者にあります。しかし、災害防止の第一義的責任を事業者に転嫁して良いのでしょうか。危険な原発の設置・運転を認めない責任は国にあるはずですし、そのための安全基準を抜本的に強化し、それを遵守させる責任も国にあるはずで、それを事業者の自主性に任せるというのは本末転倒ではないでしょうか。

原発の連続運転期間を13ヶ月から24ヶ月へ延長して定期検査間隔を伸ばし、国による定期検査項目を減らして事業者によるオンライン検査を増やすというのは、原発の設備利用率を90%レベルへ引き上げるためには不可欠です。米国ではこれを全面的に導入しています。それを日本でも導入しようとした矢先に今回の原発重大事故が起きたのです。政府は原発による利潤追求への反省もないまま、検査の合理化を推し進めようとしているのです。そのようなことは断じて許せません。

しかも、事業者の検査実施体制を検査する独立行政法人「原子力安全基盤機構」(JNES)は、原子炉を含む重要設備を検査する「使用前検査」などの多くの検査で、事業者に作らせた手順書をそのまま写して用いるなど、検査を受ける側のいいなりで検査する状態でした。同機構の「検査業務についての第三者委員会」1月12日報告によれば、この不適切な

状態は、2003年の機構発足直後から続いていたといえます。同報告では、機構の検査は「事業者の検査を形式的に追認するだけ」、「事業者の提出する資料に依存していた」など厳しく批判されています。そうなるのも当然で、昨年11月現在75人の常勤検査員のうち、生え抜きはたった4人、原子力メーカーや電力会社などのOBが過半数の39人を占め、検査で緊張関係が生まれにくい人的構造があったのです。悩ましいことに、4月に発足する原子力安全庁の人員も、結局は、大半が現在の原子力安全委員会や原子力安全・保安院の官僚で占められ、専門家を増員しようにも、原子力村で原発推進を担ってきた者しかいないという、お寒い現状があるのです。これで、本当に、原子力村の利害に引きずられることなく、安全基準の抜本的強化とその適用を実践できるのでしょうか。極めて危ういといわねばなりません。

技術基準不適合に限らず、幅広い緊急停止権限を

の緊急措置命令の導入は、これまで経済産業大臣が持っていた「技術基準不適合による運転停止命令権」を原子力安全庁長官等へ移譲するものと思われませんが、これに限らず災害防止上の新たな発見や事態が生じた際には広く緊急停止命令を下せるようにすべきです。

たとえば、今回のように福島第一原発重大事故に際して、浜岡原発の停止を総理大臣が中部電力社長に要請するのではなく、原子力安全庁長官の権限で緊急停止命令を法的に下せるようにすべきです。他の原発についても、全面停止命令を下せるようにすべきです。

性能規定や維持基準を廃止し、設計施工段階の安全規制を運転段階でも一貫して適用せよ

の原子炉等規制法への原発安全規制の一本化は、安全規制の基本方針を原子炉等規制法と電気事業法のどちらに合わせるかで結果が大きく異なります。電気事業法による性能規定や維持基準を廃止し、原子炉等規制法による抜本的な規制強化を図るべきです。

原子炉等規制法は原子炉設置に関する安全規



制を行い、電気事業法は運転開始後の安全規制を担います。両者で安全基準や安全規制の仕方が異なるため、両者を統一する際にはどちらに統一するかが問題になります。たとえば、原子炉等規制法の安全基準(または技術基準)は、設置許可申請書と添付書類に記載した条件を満たすこととなっており、基本設計の審査条件を満たすことが技術基準の考え方です。今の電気事業法では、性能規定化された技術基準を満たすように民間の技術基準を活用すれば十分であり、たとえヒビ割れていても維持基準を満たせば良いということになっています。電気事業法の基準が原子炉等規制法の基準を満たしておれば問題はないのですが、安全性の判断基準が両者で異なるため、必ずしも問題なしとはなりません。両者の安全基準や安全性の判断基準がずれてきたのは、2003年に維持基準の導入や性能規定化が進められた時点からです。電力会社はそれまで、「定期検査で新品と同じであることを確認しているから安全だ」と豪語していましたが、維持基準導入時点からは「ひび割れていても、次の定期検査まで壊れないと解析できたので、そのまま運転する」というものに変わったのです。しかも、法律で技術基準の中身を細かく規定するのではなく、法律では満たすべき性能を定性的に記述するだけに留め、民間規格を活用して定性的な性能が満たされれば良いという安全規制に変わっています。

たとえば、原子炉等規制法で技術基準となる耐震設計審査指針では、すべて新品であることが前提ですが、電気事業法の維持基準などでは減肉やヒビ割れなどが前提になっています。また、耐震設計審査指針では、安全上最重要なクラスの機器に対する安全性の判断基準は「構造物の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも、過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の機能に影響を及ぼすことがないこと」などとなっていますが、電気事業法の維持基準では「亀裂が進展して破断するまでに十分な余裕があること」などとなっており、かなり違うのです。

脱原発に沿った安全規制強化を求めよう

4月発足予定の原子力安全庁の規制方針は今回

の原子力基本法・原子炉等規制法などの改正案でその中身が決まります。「40年運転制限 + 例外規定」ではなく、「例外なしの30年運転制限」にするよう強く求めていく必要があります。また、安全規制方針も、これまでのような原発の効率的な運転による電力会社の利潤追求を容認するようなものではなく、「脱原発の早期実現」に沿った厳格な安全規制を行うよう求めていく必要があります。

福島第一原発重大事故は未だに収束していません。溶融・落下した炉心が、どこにどのような形で存在しているのかさえわからないまま、原子炉内に絶えず水を注入し続け、放射性セシウムや塩分を除去してタンクに溜め込み、それを再び原子炉内へ注入することによってしか、「冷却」できていません。本来の原子炉冷却システムは全く機能せず、急場しのぎの注水・除染システムがかろうじて冷却機能を維持している状態です。「収束した」と言える段階では到底ありません。大規模な余震・津波等でこれらの脆弱なシステムが破壊されるようなことがあれば、溶融固化燃料が再び融け出して放射能が大量に放出される危険性もあります。また、放射能汚染水が環境へあふれ出す危険性もあります。

このような事故を二度と起こさないためには、国策として脱原発を明確に打ち出し、例外なき30年運転制限 = 老朽原発の閉鎖(廃炉)、事故原因の徹底した究明と安全基準・規制の厳格化を図り、脱原発に沿った原子力安全規制を強化することが不可欠です。危険極まりない使用済核燃料を「処分」法がないまま野放図に生み出し続けることは、もうやめるべきです。このような脱原発政策が明確に打ち出され実施されても、放射能災害の危険が何万年も続く放射性廃棄物という「負の遺産」の問題は残るでしょうし、解決は容易ではありません。しかし、解決に向けた大きな一歩を踏み出すことは可能です。それには、福島第一原発重大事故を踏まえた最初の一歩を踏み出させねばなりません。それが今回の原子力基本法・原子炉等規制法などの改正なのです。

1月開催予定の今国会に向けて、また、東日本大震災・福島第一原発重大事故1周年の取り組みに向けて、共に、大きな声を政府に集中しましょう。